

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年七月十三日法律第八十六号）
（抄）

（排出量等の把握及び届出）

第五条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量（第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法その他の主務省令で定める方法により当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量として算出する量をいう。次項及び第九条第一項において同じ。）及び移動量（その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量として主務省令で定める方法により算出する量をいう。次項において同じ。）を主務省令で定めるところにより把握しなければならない。

2）3 （略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十八条の規定 公布の日
- 二 第三章及び第二十四条（第一号を除く。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令

で定める日

三 第二章、第十九条、第二十条及び第二十四条（第一号に限る。）並びに次条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二十三条及び附則第四条の規定 平成十二年四月一日又は前号に定める日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条 第六条第六項に規定する日が、前条第三号に規定する規定の施行の日に属する年度の翌年度にある場合には、同項中「三十日以内」とあるのは、「五月以内」とする。